

11 日本型直接支払

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

＜対策のポイント＞
近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、日本型直接支払を実施しています。

＜政策目標＞
地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動による農業の多面的機能の維持・発揮及び農業生産活動における環境負荷の低減

＜事業の内容＞		＜令和9年度の見直しの内容＞	
多面的機能支払 事項要求（前年度 50,048百万円） 【資源向上支払】 ○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援 【農地維持支払】 ○多面的機能を支える共同活動を支援  水路の泥上げ	活動内容に 着目	活動組織の支援の充実 ○外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し	共通 プッシュ型による取組強化 ○国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化 返還免除規定の徹底 ○高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底 一体的実施の推進 ○中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る
中山間地域等直接支払 事項要求（前年度 28,460百万円） ○中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援  中山間地域	対象地域に 着目	対象農用地の拡大 ○傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付け 地方負担の軽減 ○現行の地方財政措置に加え、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか検討	
新たな環境直接支払 事項要求（前年度－） ○有機農業等の環境負荷低減型農法への転換・拡大の取組を支援  有機農業	取組内容に 着目	対象者の拡大 ○みどり認定農業者を対象（個人・団体いずれの申請も可） 導入リスクにも対応した支援 ○① 有機農業への転換、② 環境価値を創出する取組、③ 土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援 ○同一圃場での同一取組への支援は5年間を区切りとし、新たな圃場への取組拡大等を促進	

11-1 日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度 50,048百万円）

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha〔令和12年度まで〕）
- 農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<令和9年度の見直し（新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み）>

1. 多面的機能支払交付金
- ① 農地維持支払
- 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
- 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

	都道府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間に上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

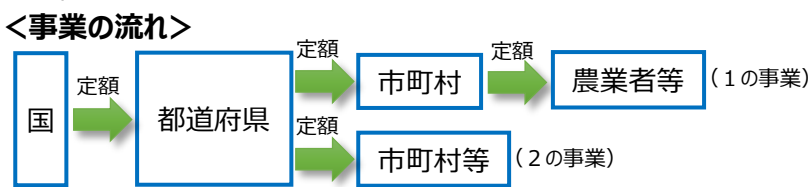
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

2. 多面的機能支払推進交付金
- 制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。



農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保安全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じます。

- 多面的機能支払
- 活動組織の支援の充実
- ・外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進
 - ・地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し
- 多面的機能支払・中山間直接支払共通
- プッシュ型による取組強化
- 国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化
- ・全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築。対象農地選定を効率化するためのデジタル技術の活用促進

返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底

- 一体的実施の推進
- ・中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る
 - ・郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。令和9年度から、水田政策の見直しの中で**条件不利の実態に配慮し、支援を拡大**します。

<事業目標>

○ 耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

<事業の内容>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。また、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を支援します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

21,000円/10a

11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

【対象地域】中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）

② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

<事業の流れ>

国

→ 定額 →

都道府県

→ 定額 →

市町村等

→ 定額 →

農業者等

<令和9年度の見直し（新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み）>

農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、**地域の営農や共同活動が将来にわたって継続**できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、**プッシュ型で取り組む**など、次の対策を講じます。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大

傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**

地方負担の軽減

現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

中山間直接支払・多面的機能支払共通

プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化**

・全ての都道府県で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進**

・中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**

返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**

一体的実施の推進

・中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る

・郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

11-3 日本型直接支払のうち
新たな環境直接支払交付金

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

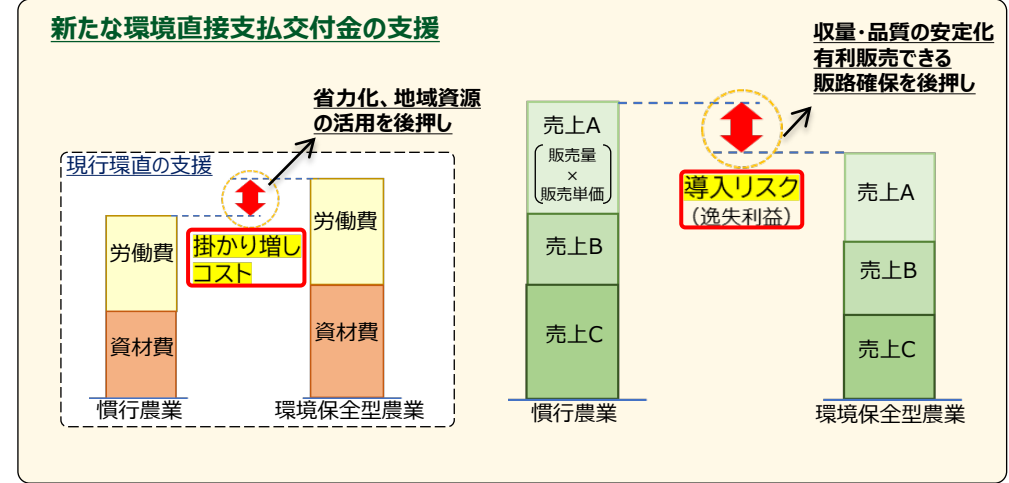
環境負荷低減の取組を広げることは、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献します。このため、環境直接支払交付金は、

- ① これまでの地域支援から、みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とします。
- ② 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とします。
- ③ 水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとします。

＜事業の内容＞

（1）支援の考え方

- ・ みどり認定農業者を対象とします。
 - ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援します。
- 導入リスク（逸失利益）**：農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
 - ① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
 - ② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
 - ③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（2）支援対象取組（案）

支援内容(例)

- ① **有機農業への転換支援**
慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援

有機農業
- ② **環境価値の創出支援**
温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援

バイオ炭 等
- ③ **土づくりの面的拡大等への支援**
土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援

堆肥 等

（3）支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替えます。
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（5年までとし、新たな圃場への拡大等を促進します。